

令和6年度 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学
障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針

令和6年8月8日作成

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。）」第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者等の自立の促進に資するため、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学（以下、「法人」という。）が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に際し、障害者就労施設等からの調達を推進するための方針を定めるものである。

2 物品等の調達における基本的な考え方

- (1) 物品等の調達にあたっては、当該契約が公立大学法人神奈川県立保健福祉大学契約事務取扱規程第28条の規定により随意契約によることができる場合には、障害者就労施設等から優先的・積極的な調達に努める。
- (2) 障害者就労施設等がその特性により、調達から不当に排除されないようにする等、競争への参加の機会の確保に努める。
- (3) 障害者就労施設等から物品等を調達するときは、これまで調達実績のある物品等だけではなく、実績のない物品等の調達にも努める。

3 調達目標

令和6年度に行う障害者就労施設等からの物品等の調達の目標を300千円とする。

4 適用範囲

調達方針は、本学のすべての調達担当部局に適用する。

5 対象施設及び対象物品等

- (1) 次に掲げる障害者就労施設等が提供する物品及び役務
 - ア 障害者支援施設
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 就労移行支援事業所
 - オ 就労継続支援事業所
 - カ 小規模作業所
 - キ 在宅就業障害者
 - ク 在宅就業支援団体
- (2) 次に掲げる企業が提供する物品及び別に定める役務

神奈川県に登録している障害者雇用率4.0%以上の障害者雇用企業（特例子会社及び重度障害者多様雇用事業所を含む。）

6 その他

- (1) 調達実績については、当該年度終了後、遅滞なく取りまとめ公表するものとする。
- (2) その他必要な事項については、別の定めるによるものとする。